

認可外保育施設の立入調査 について（運営管理）



東京都 福祉保健局 指導監査部
指導第二課 保育施設検査担当

常時複数の保育従事職員が配置されているか①

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

職員配置基準

0歳児	3人につき1人以上
1、2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4歳児以上	30人につき1人以上

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても複数配置が必要。

※ 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。



常時複数の保育従事職員が配置されているか②

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が**常時5人以下**の施設)

職員配置基準

原則として、

施設内の開所時間について常時2人以上

ただし、保育士、看護師（保健師・助産師を含む。）

又は家庭的保育研修修了者である場合は、

乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可



(乳幼児6人以上の施設)

保育従事者の必要数の1/3以上は有資格者か

《有資格者の考え方》

有資格者は、**保育士**又は**看護師(助産師・保健師**を含む。)**)**の資格を有する者をいう。

◆有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いるか。

- a 月極契約入所児童数に対する数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数

※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

都における有資格者の取扱において、
准看護師は、有資格者としてみなしていない。



消防計画が適正に作成され届出が行われているか

非常災害に対する措置として、具体的な計画＝消防計画の作成が必要【全施設】

※ 消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。

※ 届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。



※送迎バス（乗車定員が11人以上）/保有自動車5台以上を運行している場合

道路交通法施行規則の一部改正

（安全運転管理者の業務の拡充（義務化））

【令和4年4月1日施行】

- ・ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ・ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

【令和4年10月1日施行】

- ・ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと
- ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること



労働基準法で義務付けられている帳簿等が備えられているか

◆労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。

- 労働者名簿（労働基準法第107条）
- 賃金台帳（労働基準法第108条）
- 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

その他、都の指導監督要綱により、職員に関する書類の整備が必要なもの

職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、履歴、採用年月日等が確認できる書類、各職員の勤務の時間毎の割り振り（シフト、ローテーション）が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類（出勤簿等）の備えも必要です。



施設及びサービスに関する内容が掲示されているか①

以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が**見やすい場所に掲示**されているか。

- 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 建物、その他の設備の規模及び構造
- 施設の名称及び所在地
- 事業を開始した年月日
- 開所している時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- 入所定員
- 保育士その他の職員の配置数又はその予定



施設及びサービスに関する内容が掲示されているか②

職員に対する研修の受講状況

※ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合は、「設置者及び職員に対する研修の受講状況」

保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、 保険事故及び保険金額

提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

緊急時等における対応方法 非常災害対策

虐待の防止のための措置に関する事項

設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

認可外保育施設に対する指導監督要綱改正により、下線部分の掲示項目が評価基準に追加されました。

職員の健康診断の実施状況

《健康診断》

- ◆ 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。

《検便》

- ◆ 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。

施設の管理者は、予め職員の検便の結果を確認したうえで、調理・調乳業務に従事させることが重要



(最後に)

認可外保育施設の指導監督は・・・

- ☆ **子どものため** . . . **安全の確保** .
保育の質の向上
- ☆ **保護者のため** . . . **安心のため**
- ☆ **園及び職員のため** . . . **リスクマネジメント**

今後とも御協力をお願い申し上げます